

Information

お知らせ ● 御代田町役場：☎0267・32・3111

お知らせ

町営住宅入居待機者申し込み受け

町営住宅への入居待機者の申し込み受付は年2回(3月・9月)行っています。

現在空室はありません。

今回の申し込みは平成22年4月から平成22年9月までの間に退居住戸へ入居できる、入居待機者となるための申し込みになります。

申込受付期間

3月1日(月)～3月12日(金)

説明会(抽選会)

日時 3月18日(木)
午後1時30分～

場所 役場大会議室
抽選により、入居待機順位を決定します。

申込資格

- ・町内に居住、または勤務地を有する方(3カ月以上)
- ・現に同居している方、または3カ月以内に同居する親族がいる方
- ・現に住宅に困っていること

募集住宅

団地名	建設年度	規模	家賃(円)
桜ヶ丘団地	H5～H14	3LDKY	21,300～37,900
	H13～H14	2LDKY	22,600～33,800

※LDK…居間兼食事室兼調理場
Y…浴室(浴槽・風呂釜付)

が明らかな方
・収入が一定の額以下の方
・町税などの滞納がない方
なお、詳しい内容については、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先

建設課都市計画係(内線75)

平成22年度

町民農園利用者募集

土に親しみ、作る喜びを体験しませんか。町民農園の利用を希望される方はお申し込みください。

申込用紙は、町産業経済課にあります。なお、申込多数の場合は抽選となります。

申込資格

町内に住んでいる方で、農地を所有、または借りていない方

場所

平和台児童館西隣
大字御代田字上小田井
276314

区画数

18区画(1区画約50㎡)

利用期間

4月17日(土)～11月30日(火)

利用料金

1区画 4,000円

募集期間

3月1日(月)～3月10日(水)

申し込み・問い合わせ先

産業経済課農政係
(内線64・27)

国民健康保険高齢受給者証の交付について

この度、高齢者医療制度が見直され、1割負担据え置き経過措置が平成23年3月31日までさらに1年間延長されることになりました。

つきましては、現在お持ちの受給者証に「2割(平成22年3月31日までは1割)」の表示がされている方には、新しい受給者証を3月中旬に送付させていただきますので、保険証と一緒にお手元に保管してください。

現在お持ちの高齢者証は、新しいものが届きましたら裁断のうえ破棄してください。保健福祉課に返還していただいてもかまいません。また、高齢受給者証が届かない場合はお問い合わせください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係
(32)2554

3月の主な納税 (税金などは納期限までに納めましょう)

国民健康保険税(10期分)

後期高齢者医療保険料(9期分)

保育料(3月分)

町営住宅使用料(3月分)

上水道使用料(3月期分)

大口2月使用分・別荘(10月～2月使用分)

下水道使用料(2月期分)

大口2月使用分

納期限



国民健康保険からほかの健康保険などの被扶養者に認定されるかご確認ください

健康推進係では、国民健康保険に加入している方で、ご家族の勤務先の健康保険や共済組合などの被扶養者として加入できそうな方を調査しています。被扶養者として認定されると、現在納めている国民健康保険税の納付の必要がなくなり、経済的負担を軽減できる場合があります。

扶養者の認定基準について

医療保険には、会社などで働く人を対象としている健康保険のほか、農業や自営業の人などを対象としている国民健康保険、船員保険、共済組合などがあり、その認定基準にはそれぞれ違いがあります。被扶養者になれる程度の基準としては、年収が130万円未満(60歳以上または障がい者は180万円)で、被保険者の年収の半分未満の配偶者、子、孫、父母、弟妹、祖父母などが該当します。

※先に記述しましたとおり、加入されている健康保険により認定基準に違いがありますので、まずお勤め先な

どへご相談ください。

現在国民健康保険に加入されている方で、ご家族の健康保険の被扶養者として加入できそうな方に対して、役場から通知や電話連絡をさせていただきます。連絡などがありません。連絡などがありましたら、ご家族のお勤め先へ認定になるか確認をお願いします。

(あくまで照会・調査です。で、通知などが届いても被扶養者に必ず認定されるわけではありません。)

被扶養者に認定された場合

ご家族の勤務先に相談された結果、被扶養者に認定されたほかの健康保険などに切り替わったときは、国保から離脱する手続きを行ってください。持ち物

- ・国民健康保険の保険証
- ・新しい保険証
- ・印鑑

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554

農業振興地域農用地区域除外申請を受け付けます

町では、優良農地の確保・保全のため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図る地域を農振農用地区域として設定しています。

農振農用地区域の土地を、やむを得ず農地以外の目的に利用する場合は、農振農用地区域から除外する必要があります。

ただし、除外申請がすべて認められるとは限りません。

受付期限 3月31日(水)

受付場所 産業経済課農政係

提出書類

- ①申請書(用紙は産業経済課農政係)
- ②隣接者同意書(同)
- ③確約書(同)
- ④地籍図の写し・土地登記事項証明書の写し
- ⑤位置図(住宅地図など)
- ⑥事業計画平面図
- ⑦自己所有地の検討結果一覧表
- ⑧その他(例：法人の場合、定款、議事録)

問い合わせ先

産業経済課農政係(内線27)

道路への倒木、枝の張り出しにご注意ください

沿道の山林などからの倒木や道路上に張り出した枝の落下・落雪により、通行中の車両などが破損する事故が毎年発生しています。こうした事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償責任を問われる場合もあります。

道路上の事故の未然防止のためにも、ご自宅の庭や山林に、樹木を所有されている皆さまには次のようなことにご注意いただき、日ごろから樹木を適正に管理いただきますようお願いいたします。

- ・道路上に樹木や枝が張り出している場合には、樹木の伐採、または枝払いをお願いいたします。
- ・傾いている木や枯れ木など、道路上への倒木の恐れのある場合は、樹木の伐採をお願いいたします。
- ・強風、大雨、大雪の後には、道路上への倒木、落枝、落雪などの恐れがないか、特にご注意ください。

問い合わせ先

長野県道路管理課管理係

026123517301

町建設課建設係(内線33・38)

(広告欄)

資料請求はとっても簡単!

長野県民共済

検索

www.nagano-kyosai.or.jp/



携帯サイトのバーコード
http://kyo-sai.jp/nagano/

受付時間/平日9時~17時

[上田] ☎0268-24-3985(代)

〒386-1104 上田市福田下田9-33 FAX 0268-24-3902

長野県民共済

共済取扱団体/長野県認可 長野県民共済生活協同組合
共済元受団体/厚生労働省認可 全国生活協同組合連合会 <http://www.kyosai-cc.or.jp/>

営利を目的としない助けあいの制度

- ① 共済金を貰った先に
何よりも共済金、お支払いを最優先にしています。
- ② コストは抑えて
経費を必要最小限にするため、低コストの運営に徹しています。
- ③ 剰余金は割り戻し
剰余金は割戻金としてご加入者へ公平にお戻ししています。

口座振替取扱金融機関 八十二銀行 ゆうちょ銀行

※掛金の口座振替については左の金融機関からいづれか一方をご指定ください。ゆうちょ銀行の窓口ではお申し込みいただけません。